

「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正

新	旧
<p>不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則</p> <p>第1条～24条の4 (略)</p> <p>(ヘルスケア施設に関する特例)</p> <p>第24条の5 運用会社が、不動産投資等の投資対象としてヘルスケア施設(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条に規定する「サービス付き高齢者向け住宅」並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条に規定する「有料老人ホーム」及び同法第5条の2第6項に基づく「認知症高齢者グループホーム」をいい、以下「ヘルスケア施設」という。)に投資を行う場合には、当該業務の規模・特質に応じて次の各号に掲げる事項を適切に遂行できる社内体制を整備するものとする。</p> <p>(1)ヘルスケア施設への投資に際して、ヘルスケア施設の運営を行う事業者(以下「オペレーター」という。)から必要な情報を得るにあたっての、オペレーターの表情等を勘案した対応</p> <p>(2)ヘルスケア施設が不動産投資等の投資対象となることで、施設利用者に不安を惹起することがないようにするための施設利用者への情報提供等の対応</p> <p>(3)一般的な開示項目に加えたヘルスケア施設特有の事情についての投資家への開示</p> <p>(以下略)</p>	<p>不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則</p> <p>(同左)</p> <p>(新設)</p>
<p>附則</p> <p>この改正は、平成26年5月15日から実施する。</p> <p>ただし、実施日において計算期間又は事業年度が開始している当該投資信託財産又は投資法人についての改正規定の適用については、新たな計算期間又は事業年度の開始からとすることができるものとする。</p>	<p>(同左)</p>